

北陸地方幹線道路協議会規約 (改正案)

(目的及び設置)

第1条 新潟県、富山県及び石川県の地域（以下「北陸地方」という。）における幹線道路の計画の策定や調整及び道路行政に関する啓発活動を行うために、北陸地方幹線道路協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社及び中日本高速道路(株)金沢支社（以下「関係機関」という。）の職員をもって構成し、別表－1のとおり定める。

(事業)

第3条 協議会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 北陸地方における幹線道路に関する計画・調整に係る事項。
- 二 協議会の趣旨を周知させるための啓発活動に関する事項。
- 三 その他協議会の目的達成に必要なと認められる事項。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は北陸地方整備局長がその任にあたる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が召集し開催する。

- 2 会長は必要に応じて、第2条の関係機関以外の者に対し協議会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の運営を円滑にするため関係機関の職員で組織する幹事会を置き、別表－2のとおり定める。

- 2 幹事会に幹事長を置き、北陸地方整備局道路部長がその任にあたる。
- 3 幹事会は、会長の指示により幹事長が召集し開催する。
- 4 幹事長は、第5条第2項に基づき必要に応じて、関係機関以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

(部会等)

第7条 協議会には、道路に関する専門的事項や地域の課題を調査・検討するための部会及び分科会をおくことができる。

- 2 協議会は、必要に応じて、地域住民からの意見を聴取するため、公聴会、意見募集を行うとともに、有識者等からの意見を聴取するための懇談会を適宜設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会並びに幹事会の事務局は、北陸地方整備局道路部に置く。

附 則

この規約は、平成14年3月28日から施行する。

この規約は、平成30年7月27日から施行する。

この規約は、令和3年7月8日から施行する。

(別表－ 1)

北陸地方幹線道路協議会名簿

所 属 名	役 職 名	備 考
北陸地方整備局	◎局 長	(会長)
	企画部長	
	道路部長	
新潟県	土木部長	
	土木部都市局長	
富山県	土木部長	
石川県	土木部長	
新潟市	都市政策部長	
	土木部長	
東日本高速道路(株) 新潟支社	新潟支社長	
中日本高速道路(株) 金沢支社	金沢支社長	

(別表－ 2)

【幹事会】

所 属 名	役 職 名	備 考
北陸地方整備局	◎道路部長	(幹事長)
	道路部道路調査官	
	企画部広域計画課長	
	道路部道路計画課長	
	道路部地域道路課長	
	道路部道路管理課長	
	道路部交通対策課長	
	新潟国道事務所長	
	長岡国道事務所長	
	羽越河川国道事務所長	
	高田河川国道事務所長	
	富山河川国道事務所長	
	金沢河川国道事務所長	
新潟県	土木部道路管理課長	
	土木部道路建設課長	
	土木部都市局都市政策課長	
	土木部都市局都市整備課長	
富山県	土木部道路課長	
	土木部都市計画課長	
石川県	土木部道路建設課長	
	土木部道路整備課長	
	土木部都市計画課長	
新潟市	都市政策部都市計画課長	
	土木部土木総務課長	
	土木部道路計画課長	
東日本高速道路(株) 新潟支社	道路事業部長	
中日本高速道路(株) 金沢支社	高速道路事業部長	